

安中市営すみれヶ丘霊園 納骨堂・合葬墓の募集案内



問合せ先 : すみれヶ丘聖苑
開 苑 日 : 1月3日から12月31日(友引の日は休みです)
住 所 : 安中市中野谷3637番地3
TEL・FAX : 027-382-2554
Mail : sumire@city.annaka.lg.jp

納骨堂

申請期間 及び 申請方法

○申請期間

令和7年 **6月 1日（日）** から 当面の間

※残り区画の状況などにより、受付を終了することがあります。

○申請方法

・必要書類をご用意いただき、すみれヶ丘聖苑事務所に提出してください。

○申請窓口

すみれヶ丘聖苑 事務所（友引の日は休みです）

※本庁舎、松井田支所、郵送での申請はできません。

1. 施設の説明

ロッカー式の納骨壇に、焼骨の入った骨壺を納める墓地

骨壺が1つ入る区画と、骨壺が2つ入る区画の2種類の区画があります。

2. 申請対象者

下記2つの条件のいずれかに該当する方

ア)安中市に住所を有しており、親族の焼骨を有している方

イ)死亡時において、安中市に住所があった方の焼骨を有している方

申請する方	死亡した方(焼骨)	判定
安中市民	安中市民	申請できます
安中市民	市外(親族)	申請できます
安中市民	市外(親族以外)	申請不可
市外	安中市民	申請できます
市外	市外	申請不可

3. 募集施設

区分	収蔵できる焼骨数	使用料	使用期間
1壺用	焼骨1体	100,000 円	15 年
2壺用	焼骨2体	150,000 円	15 年

4. 申請に必要な書類

- (1)安中市営すみれヶ丘霊園 申請チェックリスト
- (2)納骨堂使用許可申請書兼同意書(様式第2号)
- (3)申請者の住民票の写し
- (4)死亡者についての「火葬許可証」または「改葬許可証」(申請時はコピーを添付してください)
- (5)申請者と死亡者が親族関係であることが確認できる戸籍謄本又は除籍謄本
- (6)親族確認表(※(5)をもとに、申請者と死亡者の親族関係を記載してください。)

※親族以外の方の焼骨を納める場合は、(5)(6)は不要です。

申請にあたっての注意事項

○原則、霊園の申請ができるのは祭祀の主宰者に限ります。

※祭祀の主宰者とは、焼骨の葬儀の喪主、法事の施主を務めた方、祖先の祭祀を引き継いでいる方等、焼骨を守っていく立場にある方

○改葬許可証の添付について

既に他の墓地等に焼骨が納められており、その焼骨をすみれヶ丘霊園に移したい場合は、申請の際に「改葬許可証」の添付が必要です。

改葬手続きは、現在焼骨が納められている墓地等のある自治体でできますが、改葬先が決まっていない(すみれヶ丘霊園の使用許可がおりていない)場合、改葬許可証を発行できない自治体もあります。(安中市も改葬先が決まっていないと許可証を発行できない自治体に該当します。)

その場合は、改葬の申請書に必要事項を記入し、現在焼骨が納められている墓地等の管理者に「埋蔵証明」の欄を記入してもらったうえで、申請書の写しを添付してください。

※改葬とは・・・既に墓地等に土葬してある死体や、埋蔵・収蔵してある焼骨を、他の墓地等に移すこと

○添付書類について

「住民票の写し」「戸籍謄本又は除籍謄本」などについては、発行日から6ヶ月以内の原本での提出が必要です、ご注意ください。

5. 申請手続き

- (1)「4. 申請に必要な書類」に記載の必要書類をご用意いただき、すみれヶ丘聖苑 事務所にご提出ください。
- (2)書類の内容を審査し、適当と認められた場合は、使用料(及び記名板設置費)の「納入通知書」を送付いたしますので、納入通知書に記載の金融機関等でお支払いください。
- (3)使用料をお支払いいただいた際に金融機関等から発行された領収書をお持ちの上、すみれヶ丘聖苑 事務所にお越しください。
職員が領収を確認後、『使用許可書』の発行をいたします。また、併せて納骨日の確認をいたします。

6. 記名板の設置について

- ・納骨堂の使用期間(15年)が経過した後に焼骨を移動する合葬墓の横には、希望により、納骨されている方のお名前を彫った記名板(黒御影石、縦15cm×横 4cm 程度)を設置することができます。
- ・納骨堂使用者についても、次のような場合には、前もって記名板を作成しておくことができます。
 - 使用期間(15年)経過後に合葬墓にそのまま移ることを想定している場合
 - 使用期間経過前に実際に合葬墓に移した場合
- ・ただし、現地に掲示するのは実際に納骨堂から合葬墓に焼骨を移すときとなり、それまでは焼骨と一緒に納骨堂内で保管いたします。
- ・設置費用は年度によって変更になることがありますので、申請の際にご確認ください。
(なお、令和7年度の設置費用は1名につき12,000円(消費税含む)です。)
- ・記名板の設置を希望される方は、申請の際に提出いただくチェックリストに「設置希望:有」として提出してください。

7. その他

- (1)納骨堂は、参拝できる日がすみれヶ丘聖苑の開苑日となっているため、友引の日は参拝ができません。
(お盆、お彼岸中の友引の日は開苑いたします。)
- (2)申請に際し、納骨壇の場所の指定はできません。
- (3)納骨堂内には納骨の際にのみ入ることができます。納骨以降の参拝等には、礼拝ホールをご利用いただきます。
- (4)礼拝ホールには、線香をあげる香炉は用意してありますが、そのほか参拝に必要なものは使用者にてご持参ください。また、線香以外の持参したものは必ずお持ち帰りください。(献花やお供えなど)
- (5)納骨堂には焼骨(骨壺)以外のものは収蔵できません。ペットの焼骨も収蔵できません。
- (6)霊園の使用にあたっては、霊園条例、霊園条例施行規則などが設けられています。
これらの法令等に違反したときは、霊園の使用許可を取り消す場合がありますのでご注意ください。

合葬墓

申請期間 及び 申請方法

○申請期間

令和7年 **6月 1日（日）** から 当面の間

※残り区画の状況などにより、受付を終了することがあります。

○申請方法

・必要書類をご用意いただき、すみれヶ丘聖苑事務所に提出してください。

○申請窓口

すみれヶ丘聖苑 事務所（友引の日は休みです）

※本庁舎、松井田支所、郵送での申請はできません。

1. 施設の説明

- ・焼骨を他の方の焼骨と区別せずに、同じ場所にて永久的に納めるお墓です。
- ・他の方と区別せずに納めるため、焼骨の返還はできませんが、納められている方の名前を残せるように、希望により記名板を設置いたします。

2. 申請対象者

【既にお持ちの焼骨を合葬墓に納骨する場合】

下記2つの条件のいずれかを満たしている方

ア)安中市に住所があり、親族の焼骨を有している方

イ)死亡時において、安中市に住所があった方の焼骨を有している方

【生前登録(自身が亡くなった後のために申請をしておく方法)の場合】

安中市に住所がある方

3. 募集施設

区分	永代使用料	使用期間
合葬墓	50,000 円／1体	永年

【既にお持ちの焼骨を合葬墓に納骨する場合】

4. 申請に必要な書類(生前登録については6.以降をご覧ください)

- (1)安中市営すみれヶ丘霊園 申請チェックリスト
 - (2)合葬墓使用許可申請書兼同意書(様式第3号)
 - (3)申請者の住民票の写し
 - (4)死亡者についての「火葬許可証」または「改葬許可証」(申請時はコピーを添付してください)
 - (5)申請者と死亡者が親族関係であることが確認できる戸籍謄本又は除籍謄本
 - (6)親族確認表 (※(5)をもとに、申請者と死亡者の親族関係を様式に記載してください。)
- ※親族以外の方の焼骨を納める場合は、(5)(6)は不要です。

5. 申請手続き

- (1)「4. 申請に必要な書類」に記載の必要書類をご用意いただき、すみれヶ丘聖苑 事務所にご提出ください。
- (2)書類の内容を審査し、適当と認められた場合は、永代使用料(及び記名板設置費)の「納入通知書」を送付いたしますので、納入通知書に記載の金融機関等でお支払いください。
- (3)永代使用料等をお支払いいただいた際に金融機関等から発行された領収書をお持ちの上、すみれヶ丘聖苑 事務所にお越しください。
職員が領収を確認後、『使用許可書』の発行をいたします。また、併せて納骨日の確認をいたします。

申請にあたっての注意事項

○原則、霊園の申請ができるのは祭祀の主宰者に限ります。

※祭祀の主宰者とは、焼骨の葬儀の喪主、法事の施主を務めた方、祖先の祭祀を引き継いでいる方等、焼骨を守っていく立場にある方

○改葬許可証の添付について

既に他の墓地等に焼骨が納められており、その焼骨をすみれヶ丘霊園に移したい場合は、申請の際に「改葬許可証」の添付が必要です。

改葬手続きは、現在焼骨が納められている墓地等のある自治体でできますが、改葬先が決まっていない(すみれヶ丘霊園の使用許可がおりていない)場合、改葬許可証を発行できない自治体もあります。(安中市も改葬先が決まっていないと許可証を発行できない自治体に該当します。)

その場合は、改葬の申請書に必要事項を記入し、現在焼骨が納められている墓地等の管理者に「埋蔵証明」の欄を記入してもらったうえで、申請書の写しを添付してください。

※改葬とは・・・既に墓地等に土葬してある死体や、埋蔵・収蔵してある焼骨を、他の墓地等に移すこと

○添付書類について

「住民票の写し」「戸籍謄本又は除籍謄本」などについては、発行日から6ヶ月以内の原本での提出が必要です。ご注意ください。

【生前登録(自身が亡くなった後のための使用申請を事前しておくこと)の場合】

6. 生前登録の申請に必要な書類

- (1)安中市営すみれヶ丘霊園 申請チェックリスト
- (2)生前登録に係る合葬墓使用許可申請書兼同意書(様式第10号)
- (3)生前登録申請者の住民票の写し

7. 生前登録の申請手続き

- (1)「6. 生前登録の申請に必要な書類」に記載の必要書類をご用意いただき、すみれヶ丘聖苑 事務所にご提出ください。
- (2)書類の内容を審査し、適当と認められた場合は、永代使用料(及び記名板設置費)の「納入通知書」を送付いたしますので、納入通知書に記載の金融機関等でお支払いください。
- (3)永代使用料等をお支払いいただいた際に金融機関等から発行された領収書をお持ちの上、すみれヶ丘聖苑 事務所にお越しください。
職員が領収を確認後、『使用許可書』の発行をいたします。

8. 記名板の設置について

- ・合葬墓に隣接した墓誌について、希望により、名前を彫った記名板を設置することができます。
設置費用は年度によって変更になることがありますので、申請の際にご確認ください。
(なお、令和6年度の設置費用は1名につき12,000円(消費税含む)です。)
- ・黒御影石(縦15cm×横4cm 程度)に氏名のみを彫刻し、生前の方は無色、お亡くなりの方は白色で着色します。
- ・記名板の設置位置の指定はできません。
- ・記名板の設置を希望される方は、申請の際に提出いただくチェックリストに「設置希望:有」として提出してください。

9. その他

- (1)合葬墓に収蔵した焼骨は返還することができませんので、ご注意ください。
- (2)合葬墓内部には立ち入りできません。
- (3)合葬墓への埋蔵は、焼骨をお持ちいただいた日には行わず、半月～一ヶ月に1回程度、市が行います。
合葬墓への埋蔵の際の立ち会いはできませんので、ご注意ください。
- (4)生前登録の場合、生前登録者の死亡から5年を経過するまでに焼骨の収蔵手続きをしてください。
- (5)霊園の使用にあたっては、霊園条例、霊園条例施行規則などが設けられています。
これらの法令等に違反したときは、霊園の使用許可を取り消す場合がありますのでご注意ください。

安中市営すみれヶ丘霊園条例 抜粋

（使用許可の取消し）

第18条 市長は、使用許可を受けた者又は生前登録を受けた者（第12条第1項の規定により当該生前登録に係る合葬墓を使用する権利を承継した者を含む。以下次条及び第21条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可又は生前登録を取り消すことができる。この場合において、使用許可の取消しを受けた者は、速やかに当該取消しに係る焼骨を引き取らなければならない。

- （1）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- （2）第9条第2項（第11条第1項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。
- （3）第25条の規定に違反したとき。
- （4）第12条第2項の規定による申出がなく生前登録を受けた者が死亡した日から5年を経過したとき。
- （5）使用許可を受けた目的以外に施設を使用したとき。
- （6）使用許可を受けた後に正当な理由がなく、引き続き3年以上施設を使用しなかったとき。
- （7）所在不明となって、7年を経過したとき。
- （8）正当な理由がなく、連続して3年以上管理料を納付しなかったとき。
- （9）その他市長が特に使用許可又は生前登録の取消しを必要とするとき。

（禁止行為）

第23条 霊園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）施設、設備、備品等を毀損し、又は損傷すること。
- （2）他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある物品若しくは動物を携帯すること。
- （3）所定の場所以外において火気を使用すること。
- （4）納骨堂内において飲食をすること。
- （5）酩酊した状態で霊園内に立ち入ること。
- （6）物品を販売し、又はこれに類する行為をすること。
- （7）貼紙若しくは貼札をし、又は広告を表示すること。
- （8）他人の迷惑となるような行為をすること。
- （9）前各号に掲げるもののほか霊園の管理上必要な指示に反する行為をすること。

（使用権等の譲渡等の禁止）

第25条 使用許可を受けた者及び生前登録を受けた者は、使用権（第10条第1項の規定により承継を受けた使用権を含む。）及び生前登録に係る合葬墓を使用する権利（第12条第1項の規定により承継を受けた権利を含む。）を、他人に譲渡し、又は転貸してはならない。